

広島県

自然災害に関する防災教育の手引

～主体的に行動する態度を育成するために～



平成25年3月

広島県教育委員会

はじめに

東日本大震災から2年が経過しようとしています。

被災地では着実に復旧・復興が進んでいる一方、今なお、近隣の学校を間借りしたり、プレハブの仮設校舎で学んだり、不自由な思いをして生活を送っている学校もあると聞きます。

また、家族や友人を失った子どもたちが多数おり、その心の痛みに対するケアに、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

文部科学省は、平成24年1月、地震発生時の子どもの避難状況や教職員の対応等についての課題を把握するため、岩手県、宮城県、福島県、仙台市の教育委員会とともに、3県1市の全ての学校等を対象とした「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」を実施し、平成24年5月に、その結果を公表しました。

また、平成24年7月には、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の最終報告を公表しました。

これらの調査研究等から、日常の訓練が避難時に生かされたとする一方、危機管理マニュアルの作成、児童生徒の帰宅方法、保護者等への引渡し方法、学校待機時の対応などについて様々な課題が明らかとなりました。

これらのことを受け、広島県教育委員会では、今年度、主に次の取組を進めました。

- 1 学校安全担当者を対象とした危機管理マニュアル作成に向けた研修の実施（「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引（平成24年3月文部科学省）」を活用）
- 2 広島地方気象台との連携による緊急地震速報を用いた実効性のある避難訓練の実施
- 3 自然災害等の危険に際し主体的に行動する態度の育成を目指すこの「自然災害に関する防災教育の手引」の作成

広島県においても、陸域の浅い場所で発生する地震や、安芸灘周辺等、瀬戸内海西部のやや深い場所で発生する地震、南海トラフ沿いで発生する地震のほか、いつ発生するか分からない様々な災害に備える必要があります。

この手引では、各教科・領域での防災教育の指導案を紹介しています。各学校においては、この手引を活用した防災に関する指導を通して、子どもたちを災害から守る体制づくりを推進してください。

この防災教育の取組が、自然災害への危険回避にとどまらず、子どもたちの「主体的に行動する態度」の育成、更には「自らの命を守り抜く力」をはぐくむことにつながっていくことを願います。

平成25年3月

広島県教育委員会
教育長 下崎邦明

目 次

1	広島県自然災害に関する防災教育について	2
2	小学校指導案	7
3	中学校指導案	19
4	高等学校指導案	37
5	特別支援学校指導案	43

関係資料

(1)	津波防災啓発DVD「津波からにげる」及び 「学校における緊急地震速報対応行動訓練実施手引書」	49
(2)	緊急地震速報・津波警報等について	71
(3)	「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」 最終報告	79
(4)	「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」 緊急提言等	91
(5)	「家族で学ぶ防災教室」の実施について	105